

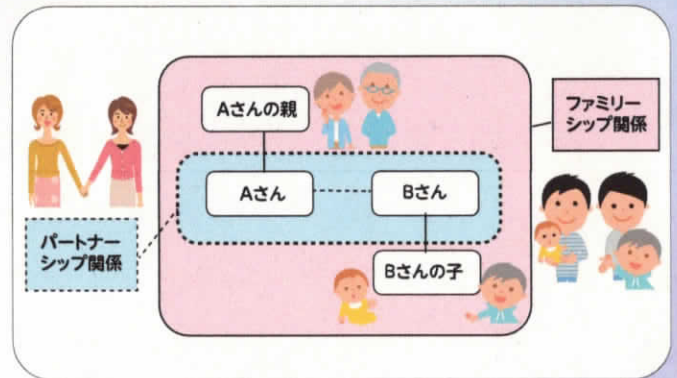
令和8年4月1日開始

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

性別にかかわらずお互いを人生のパートナーとして協力し合う関係にある二人や、家族として継続的に生活している子、親等について届け出た事実を証明します。

届出できる方（性別は問いません）

- ・届け出たい2人が18歳以上
 - ・野田市民
 - ・法律上の結婚をしていない
 - ・届け出ようとしている相手以外にパートナーシップ関係の方がいない
 - ・法律に定められた結婚できない関係にない
- ※同性パートナーで養子縁組をしている場合を除く
※詳細はお問い合わせください



野田市パートナーシップ・ファミリーシップ 第〇〇号届出書受理証明カード

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第4条の規定により届出がなされ、これを受理したことを証明します。

届出日 令和〇年〇月〇日

パートナーシップ対象者

氏名 野田 〇〇

住所 野田市●●●●

生年月日 昭和〇年〇月〇日

交付日 令和〇年〇月〇日

清水 △△

●●市△△-△△

平成〇年〇月〇日

野田市長



手続き方法

- ①必要書類を確認、準備する。
- ②届出日を人権・男女共同参画推進課で予約する。
(電話番号:04-7123-1342)
- ③市役所へ届け出る。



後日、証明書と証明カードが交付されます。

市民及び事業者の皆様へ

この制度は、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことで、夢のある住みよいまち、元気で明るい家庭を築けるまちを目指すものです。

証明書等に法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨をご理解いただき、証明書等を提示された方が支障なくサービスを活用できる場面が増えますようご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページまたは
下記担当までお問い合わせください。

担当 野田市福祉部人権・男女共同参画推進課
電話 04-7123-1342（直通）

